



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………(保 護 課)…… 3
- 大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則……………(保 険 医 療 課)……12
- 大和高田市男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則……………(人 権 施 策 課)……13
- 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策
推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(児 童 福 祉 課)……13

訓令

- 大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令……………(企 画 法 制 課)……14

告示

- 大和高田市いきいき会社宣言事業所制度実施要綱……………(人 権 施 策 課)……14
- 大和高田市男女共同参画社会づくり表彰実施要綱……………(")……16
- 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策
推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示(児 童 福 祉 課)……20
- 公示送達……………(収 納 対 策 室)……20
- 公示送達……………(")……21
- 公示送達……………(")……21
- 引取りのない自転車等の処分……………(生 活 安 全 課)……21
- 職権による消除……………(市 民 課)……22
- 違反広告物の保管……………(都 市 計 画 課)……22
- 違反広告物の保管……………(")……22
- 公示送達……………(収 納 対 策 室)……22
- 公示送達……………(")……23
- 放置自転車等の移動・保管……………(生 活 安 全 課)……23

公告

- 測量業務委託(本郷町外)に関する条件付き一般競争入札公告……………(契 約 監 理 室)……24
- 配水管布設工事(根成柿)・給配水管移設工事(根成柿)に関する条件
付き一般競争入札公告……………(")……26
- 配水管布設替工事及び消火栓新設工事(西坊城第3工区)に関する条
件付き一般競争入札公告……………(")……28
- 陵西配水場配水池スラブ修理工事に関する条件付き一般競争入札公告・(")……30
- 高6枝中三倉堂1丁目・中三倉堂2丁目地内管渠工事(14)・給配水
管移設工事(G14)に関する条件付き一般競争入札公告……………(")……32
- 高6枝東三倉堂町地内管渠工事(65)・給配水管移設工事(G65)
に関する条件付き一般競争入札公告……………(")……35
- 高6枝田井新町地内管渠工事(58)・給配水管移設工事(G58)に
関する条件付き一般競争入札公告……………(")……37
- 高5枝曾大根1丁目地内管渠工事(12)・給配水管移設工事(G12)
に関する条件付き一般競争入札公告……………(")……39

○高6枝蔵之宮町地内管渠工事(66)・給配水管移設工事(G66)・蔵之宮地内側溝維持工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約管理室)……………	42
○奥田はず池公園公衆便所新築工事設計業務委託に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……………	44
○天30号線1号橋測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……………	46
○市営住宅新規募集に伴う室内改修(磯野団地1号棟201号・1号棟206号・1号棟306号)に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……………	48
○市営住宅新規募集に伴う室内改修(サンシャイン団地303号・西坊城団地205号・西坊城団地208号)に関する条件付き一般競争入札公告(〃)……………	50
○市営住宅新規募集に伴う室内改修(サンライズ団地202号・サンライズ団地406号)に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……………	53
○大和高田市文化会館舞台吊物設備改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……………	55
教育委員会	
○教育委員会10月定例委員会の招集……………(教育総務課)……………	57
選挙管理委員会	
○選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会)……………	57
農業委員会	
○生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明に関する事務処理規程の一部を改正する告示……………(農業委員会)……………	58
○農業委員会11月定例委員会の招集……………(〃)……………	58

規 則**規則第24号**

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成23年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第21号」の次に「。以下「施行規則」という。」を加える。

第4条第1項第4号から第6号までを削り、同項第7号中「様式第20号」を「様式第17号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第8号中「様式第21号」を「様式第18号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第9号中「様式第22号」を「様式第19号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第10号中「様式第23号」を「様式第20号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第11号を削り、同項第12号中「様式第25号」を「様式第21号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第13号中「様式第26号」を「様式第22号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第14号を同項第10号とし、同条第2項中「様式第27号」を「様式第23号」に改める。

第5条中「第24条第1項及び第5項」を「第24条第3項及び第9項」に改め、同条第1号中「様式第28号」を「様式第24号」に改め、同条第2号中「様式第29号」を「様式第25号」に改め、同条第3号中「様式第30号」を「様式第26号」に改める。

第6条中「様式第31号」を「様式第27号」に改める。

第7条第1項中「様式第32号」を「様式第28号」に改め、同条第2項中「様式第33号」を「様式第29号」に、「様式第34号」を「様式第30号」に改め、同条第3項中「様式第35号」を「様式第31号」に改める。

第8条第1号を次のように改める。

(1) 生活保護法第29条の規定に基づく調査について(依頼)(様式第32号)

第8条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「様式第39号」を「様式第33号」に改め、同号を同条第2号とする。

第9条第2項中「様式第40号」を「様式第34号」に改め、同条に次の2項を加える。

3 法第24条第8項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、要保護者の保護の開始について通知するときは、生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について(様式第35号)により行うものとする。

4 法第28条第2項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告について(依頼)(様式第36号)により行うものとする。

第10条中「様式第41号」を「様式第37号」に改める。

第11条第1号中「様式第42号、様式第43号又は様式第44号」を「様式第38号、様式第39号又は様式第40号」に改め、同条第2号中「様式第45号」を「様式第41号」に改める。

第12条第1項中「様式第46号」を「様式第42号」に改め、同条第2項中「様式第47号」を「様式第43号」に改め、同条第3項中「様式第47号の2」を「様式第44号」に改める。

第13条中「様式第48号」を「様式第45号」に改め、同条ただし書中「様式第49号」を「様式第46号」に改める。

第14条中「様式第50号」を「様式第47号」に改める。

第15条中「様式第51号」を「様式第48号」に改める。

第16条を第20条とし、同条の前に次の4条を加える。

(就労自立給付金)

第16条 施行規則第18条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給の申請は、就労自立給付金申請書(様式第49号)により行うものとする。

(就労自立給付金決定調書)

第17条 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときは、就労自立給付金決定調書(様式第50号)により行うものとする。

(就労自立給付金決定通知書)

第18条 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときは、就労自立給付金決定通知書(様式第51号)により行うものとする。

(徴収金等支払申出書)

第19条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条に基づく徴収金の支払に充てる場合は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる申出書(様式第52号)により行うものとする。

様式第16号を次のように改める。

様式第16号(第4条関係)

同意書

生活保護法(以下「法」という。)による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは法第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- ・ 氏名及び住所又は居所
- ・ 資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- ・ 健康状態
- ・ 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・ 支出の状況

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

住 所

氏 名

印

大和高田市社会福祉事務所長 殿

現住所又は現居所 ()
 旧住所又は旧居所 ()
 電話番号又は連絡先 ()

氏名	性別	続柄	生年月日	印
①	男・女		M・T・S・H 年 月 日	
②	男・女		M・T・S・H 年 月 日	
③	男・女		M・T・S・H 年 月 日	
④	男・女		M・T・S・H 年 月 日	
⑤	男・女		M・T・S・H 年 月 日	
⑥	男・女		M・T・S・H 年 月 日	
⑦	男・女		M・T・S・H 年 月 日	
⑧	男・女		M・T・S・H 年 月 日	
の親権者氏名				印

※ ただし、この同意書は、同意年月日と調査時期は相違するが、保護実施期間中及び保護廃止後においても社会福祉事務所長が必要と認めた場合、効力を有する。

原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 印

様式第17号から様式第19号までを削る。

様式第20号中「その費用の」の次に「額の」を、「徴収する」の次に「ほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収する」を加え、「30万円」を「100万円」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第21号中「すべて」を「全て」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第22号を様式第19号とし、様式第23号を様式第20号とする。

様式第24号を削り、様式第25号を様式第21号とし、様式第26号から様式第30号までを4様式ずつ繰り上げる。

様式第31号中「支出」を「自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出」に、「維持、向上」を「維持及び向上」に改め、同様式を様式第27号とする。

様式第32号中「第28条第4項」を「第28条第5項」に改め、同様式を様式第28号とする。

様式第33号を様式第29号とし、様式第34号を様式第30号とし、様式第35号を様式第31号とする。

様式第36号を次のように改め、同様式を様式第32号とする。

様式第32号(第8条関係)

第 号
年 月 日

生活保護法第29条の規定に基づく調査について(依頼)

保護の決定若しくは実施又は生活保護法(以下「法」という。)第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

記

参考)生活保護法

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(昭和34年法律第141号)第3条第2項に規定する共済組合等(以下「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- 一 要保護者又は被保護者であった者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であった者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)
- 二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令等で定める事項(被保護者であった者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であった者が保護を受けていた期間における事項に限る。)

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

一～三 (略)

四 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)

五 (略)

(参考2)生活保護法施行令

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

様式第37号及び様式第38号を削り、様式第39号を様式第33号とし、様式第40号を様式第34号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

申請して(受けて)いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、保護の決定や実施などのため必要がありますので、 年 月 日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いいたします。

※「民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、当所において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者にかかる扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

(特記事項)

(担当者)

(参考)

- ・生活保護法第4条第1項
保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- ・生活保護法第4条第2項
民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- ・生活保護法第28条第2項
保護の実施機関は、保護の決定若しくは第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であった者に対して、報告を求めることができる。
- ・民法第877条第1項
直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。
- ・民法第877条第2項
家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

様式第41号を様式第37号とし、様式第42号から様式第47号までを4様式ずつ繰り上げる。
様式第47号の2を様式第44号とし、様式第48号を様式第45号とし、様式第49号から様式第51号までを3様式ずつ繰り上げる。
様式第51号の次に次の4様式を加える。

様式第49号(第16条関係)

就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1. 保護を必要としなくなった事由
- 2. 添付書類
- 3. 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 住所又は居所
氏 名

印

大和高田市社会福祉事務所長 殿

様式第50号(第17条関係)

就労自立給付金決定調書

ケース番号		対象者氏名		世帯構成	
決 裁 日	年 月 日	決 裁	所長 課長 課長補佐 係長	起案日	年 月 日
				起案者	

就労自立給付金決定伺

調書のとおり決定してよろしいか。
 なお、就労自立給付金決定通知書により通知してよろしいか。

就労自立給付金決定欄

算定対象期間	収入充当額	算定率	積立額

積立合計額	
-------	--

上限額	
-----	--

支給額	
-----	--

決 定 理 由

支 給 日 及 び 支 給 方 法

様式第51号(第18条関係)

第 号
年 月 日

殿

大和高田市社会福祉事務所長

就労自立給付金決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金を、下記のとおり決定したことから通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法

(備考)

- (1) この決定通知書が申請書受理後14日を経過した理由
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

様式第52号(第19条関係)

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金の支給を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。)及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議して定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申告」と大和高田市社会福祉事務所に判断される場合があること。
- 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、この申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

住 所

氏 名

印

大和高田市社会福祉事務所長 殿

年 月 日

私は、この申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より、毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第78条の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

規則第26号

大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年9月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市養育医療の給付に関する規則(平成25年規則第11号)の一部を次のように改正する。
第9条第2項中「1円」を「10円」に改める。

別表備考の2の(2)中「第3項」を「第6項」に、「第4項」を「第5項」に、「第5項」を「第6項」に、「第41条の19の3第1項及び第2項」を「第41条の19の3第1項及び第3項」に、「第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改め、同表備考の3中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大和高田市養育医療の給付に関する規則の規定は、施行の日以後に決定される徴収金について適用し、同日前に決定された徴収金については、なお従前の例による。

規則第27号

大和高田市男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年9月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則

大和高田市男女共同参画審議会規則(平成14年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(表彰部会)

第6条 条例第17条の規定による表彰に関し、被表彰者の選考について審査するため、審議会に表彰部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会に部会長を置き、会長をもって充てる。

3 部会員は、会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長が必要と認めるときは、部会に特別委員を置くことができる。

5 特別委員は、表彰事項に関し専門的知識を有する者の中から、会長と協議の上、市長が委嘱する。

6 部会は、会長が招集する。

7 部会長は、会議の結果を審議会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

規則第28号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成26年9月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(大和高田市行政組織規則の一部改正)

第1条 大和高田市行政組織規則(平成20年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項福祉部の部児童福祉課の款を次のように改める。

児童福祉課

児童福祉グループ

(1) 児童福祉及び母子福祉施策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給に関すること。

(3) 母子及び父子家庭自立支援給付金の支給に関すること。

(4) 母子及び寡婦福祉資金貸付金の申請に関すること。

(5) 父子福祉資金貸付金の申請に関すること。

(6) 子育て短期支援事業に関すること。

- (7) 母子・父子自立支援員に関する事。
- (8) 家庭児童相談室に関する事。
- (9) 少子化対策に関する事。
- (10) 子育て支援に関する事。
- (11) 子育て世帯臨時特例給付金給付事業に関する事。

(大和高田市社会福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正)

第2条 大和高田市社会福祉事務所長に対する事務委任規則(昭和26年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第12項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(大和高田市保育所条例施行規則の一部改正)

第3条 大和高田市保育所条例施行規則(平成17年規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考の3の(1)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17条」を「第6条第6項」に改める。

(児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所措置費用の徴収に関する規則の一部改正)

第4条 児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所措置費用の徴収に関する規則(昭和63年規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表備考の3の(2)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第6条」を「第17条」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

訓 令

訓令第12号

大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年9月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令

大和高田市決裁規程(平成9年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項第1号アの(ク)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第4号アの(ウ)を次のように改める。

(ウ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

告 示

告示第105号

大和高田市いきいき会社宣言事業所制度実施要綱を次のように定める。

平成26年9月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市いきいき会社宣言事業所制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、大和高田市いきいき会社宣言事業所制度に関する必要事項を定め、女性の能力

活用や仕事と家庭の両立支援等、性別にかかわらず誰もが働きやすい環境づくりを進めている事業所をいきいき会社宣言事業所(以下「宣言事業所」という。)として登録し、その取組を広く紹介することにより、市内に所在する事業所の男女共同参画の実現に向けた自主的な取組を促進し、働きやすい職場づくりの推進を図ることを目的とする。

(対象事業所)

第2条 対象となる事業所は、市内に所在する事業所(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)のうち、次の各号のいずれかの取組を実施する事業所とする。

- (1) 性別に捉われない能力活用や女性の職域拡大のための取組
- (2) 仕事と家庭生活、その他の活動との両立を支援するための取組(ワーク・ライフ・バランスの取組)
- (3) 男女の人権に配慮した働きやすい職場環境づくりのための取組
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女が共に生き生きと働くことができる職場を創るための取組

(登録の申請)

第3条 宣言事業所として登録を受けようとする事業所の事業主は、別に定める募集期間内に、大和高田市いきいき会社宣言事業所登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(登録の実施)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容が第2条の規定に該当するかを調査及び審査し、該当すると認められるときは、宣言事業所として登録するものとする。

(事業主の役割)

第5条 宣言事業所として登録を受けた事業所の事業主は、実施する男女共同参画の推進を図るための取組を維持するとともに、その更なる充実を図るものとする。

(市の役割)

第6条 市長は、毎年度、宣言事業所の取組状況を把握するものとする。

2 市長は、宣言事業所が実施する取組についてホームページ等での広報に努めるものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

大和高田市いきいき会社宣言事業所登録申請書

◆事業所について

年 月 日現在

(ふりがな) 事業所名		(ふりがな) 代表者名	
所在地 連絡先	〒 TEL FAX E-Mail		
業 種		設立年月日	年 月 日
従業員数	女性	人(うち非正規社員	人)
	男性	人(うち非正規社員	人)
	計	人(うち非正規社員	人)
受賞歴	表彰名: 表彰年月(日) 年 月 (日)		

◆担当者について

(ふりがな) 担当者名		所属(役職名)
	TEL	E-Mail

◆事業所の取組について

◎具体的な取組内容

【具体的な取組例】

- ・女性の採用、登用及び職域拡大に取り組んでいる。
- ・採用や昇給に男女差がない。
- ・男性ばかりの職場に女性を採用した。又はその逆
- ・育児や介護のための休暇等が取りやすい環境づくり
- ・託児所を設けている。
- ・ノー残業デーの導入
- ・保育所、学校、地域等の行事への参加を奨励している。
- ・意識啓発やセクシャル・ハラスメント研修の実施等

- 1 事業所の概要が分かる資料があれば添付してください。
- 2 制度、取組状況、独自の工夫等について、実施年月日、具体的内容、実績等を詳しくご記入ください。
- 3 取組内容が分かるもの(規則・規程、パンフレット等)があれば添付してください。
- 4 記入欄が不足する場合は、任意の様式に記入し、添付してください。
- 5 受賞歴の欄には、表彰名、時期等をご記入ください。

告示第106号

大和高田市男女共同参画社会づくり表彰実施要綱を次のように定める。

平成26年9月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市男女共同参画社会づくり表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大和高田市男女共同参画推進条例(平成14年条例第1号)第17条の規定に基づき、男女共同参画社会の形成に関する取組を積極的に行う事業者等の表彰を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 この告示により行う表彰の種類は、次に掲げるとおりとし、1年度当たりの表彰者数は、若干名とする。

- (1) 個人の部
- (2) 団体の部
- (3) いきいき会社宣言事業所の部

(表彰の対象)

第3条 表彰は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる活動を行っているものと認められるものについて行うものとする。

- (1) 個人の部 地域等において、5年以上継続して男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる個人であって、その活動が他の模範であると認められる者
- (2) 団体の部 地域や教育の場において、5年以上継続して男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる市内に所在する特定非営利活動法人、自治会、学校、PTAその他の団体であって、その活動が他の模範であると認められるもの
- (3) いきいき会社宣言事業所の部 大和高田市いきいき会社宣言事業所制度実施要綱(平成26年告示第105号)第4条の規定に基づく登録を受けた事業所のうち、当該登録に係る取組を5年以上継続して実施し、その取組が他の模範であると認められるもの

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状に記念品を添えてこれを行う。

2 表彰は、毎年度1回行うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(表彰候補者の推薦)

第5条 第2条第1号及び第2号の表彰候補者の推薦は、大和高田市男女共同参画推進市民会議委員、大和高田市男女共同参画推進市民会議設置要綱(平成15年告示第78号)第3条第2項第2号に規定する大和高田市男女共同参画推進市民会議委員の推薦を行った各種関係団体等又は市長の事務部局の部長級職員、議会事務局長、教育委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、会計課長若しくは上下水道部長が行うものとする。

2 第2条第1号の表彰候補者の推薦を行おうとする者は、大和高田市男女共同参画社会づくり表彰(個人の部)推薦書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

3 第2条第2号の表彰候補者の推薦を行おうとする者は、大和高田市男女共同参画社会づくり表彰(団体の部)推薦書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

4 第2条第3号の表彰候補者の推薦は、市民部長が行うものとする。

(被表彰者の決定)

第6条 市長は、前条の規定により推薦されたものの中から、被表彰者を決定する。

(被表彰者の選考)

第7条 前条の規定による決定を適正に行うため、被表彰者の選考は、大和高田市男女共同参画審議会において審査するものとする。

(公表)

第8条 表彰を行ったときは、表彰を受けたものの氏名又は名称及び表彰事由を公表するものとする。

(庶務)

第9条 表彰に関する事務は、市民部人権施策課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

大和高田市男女共同参画社会づくり表彰(個人の部)推薦書

(ふりがな) 氏名		生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生 歳
住所 連絡先	〒 TEL FAX E-Mail		
活動歴等 ※年月順に 記入	活動年月 < 年 月 ~ 年 月 >		役職名・活動内容等
受賞歴	表彰名: 表彰年月: 年 月		
具体的な活動内容 と推薦理由			
推薦者	上記の者を大和高田市男女共同参画社会づくり表彰(個人の部)候補者として推薦します。 住所 〒 年 月 日 団体名・所属名 氏名 TEL FAX E-Mail		

- 1 受賞歴の欄には、同種の受賞歴がある場合、その表彰名、表彰時期等をご記入ください。
- 2 記入された活動内容が分かるもの(資料、新聞記事等)があれば添付してください。
- 3 記入欄が不足する場合は、任意の様式に記入、添付してください。

様式第2号(第5条関係)

大和高田市男女共同参画社会づくり表彰(団体の部)推薦書

(ふりがな) 団体等名		(ふりがな) 代表者名	
団体所在地 又は 代表者住所 連絡先	〒 TEL E-Mail FAX		
設立年月日	年 月 日		
構成人員	女性 人 ・ 男性 人 合計 人		
活動歴等 ※年月順に記入	活動年月 < 年 月 ~ 年 月 >	活動内容等	
受賞歴	表彰名 : 表彰年月 : 年 月		
具体的な活動 内容と推薦理 由			
推薦者	上記のものを大和高田市男女共同参画社会づくり表彰(団体の部)候補者として推薦します。 住所 〒 団体名・所属名 氏名 TEL FAX E-Mail		

- 1 受賞歴の欄には、同種の受賞歴がある場合、その表彰名、表彰時期等をご記入ください。
- 2 記入された活動内容が分かるもの(資料、新聞記事等)があれば添付してください。
- 3 記入欄が不足する場合は、任意の様式に記入、添付してください。

告示第107号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成26年9月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

(大和高田市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正)

第1条 大和高田市子育て短期支援事業実施要綱(平成16年告示第41号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(大和高田市母子自立支援員設置要綱の一部改正)

第2条 大和高田市母子自立支援員設置要綱(平成19年告示第6号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

大和高田市母子・父子自立支援員設置要綱

第1条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

(大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正)

第3条 大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成16年告示第36号)の一部を次のように改正する。

第2条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17条」を「第6条第6項」に改める。

(大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正)

第4条 大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(平成26年告示第50号)の一部を次のように改正する。

第2条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17条」を「第6条第6項」に改める。

第5条第1項第1号中「母子家庭等自立支援給付金」の次に「又は第31条の10に規定する父子家庭自立支援給付金」を加える。

第5条の2第3項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

第6条第3項第3号中「法第6条第1項第3号」の次に「又は第2項第3号」を加える。

様式第4号中「母子及び寡婦福祉法第17条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項」に改める。

(大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱の一部改正)

第5条 大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱(平成22年告示第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子及び寡婦の」を「母子及び父子並びに寡婦の」に改める。

第4条第1項第3号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

様式第1号中「くさだい」を「ください」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

告示第111号

平成26年度国民健康保険税第1期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年10月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成26年8月19日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第112号

平成25年度国民健康保険税第1期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年10月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成26年4月17日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第113号

平成26年度市県民税第1期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年10月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成26年7月22日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第113号の2

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成26年10月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
2. 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日
平成27年2月1日
4. 処分対象自転車等の移動年月日
平成26年7月3日、同月8日、同月14日、同月17日、同月23日、同月27日、同月29日

告示第114号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成26年10月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成26年10月16日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

告示第115号

屋外広告物法第8条の規定により、次のとおり違反広告物を保管しましたので告示します。

平成26年10月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

整理番号	名 称	種 類	数 量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	住宅販売看板	はり札	3	曾大根二丁目	9/17	9/17	雲梯資材置き場
2	住宅販売看板	はり札	3	曾大根	9/17	9/17	雲梯資材置き場

告示第116号

屋外広告物法第8条の規定により、次のとおり違反広告物を保管しましたので告示します。

平成26年10月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

整理番号	名 称	種 類	数 量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	日本共産党	はり札	21	市内	10/17	10/17	市役所西駐車場

告示第117号

平成26年度国民健康保険税第1期の催促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者

の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年10月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. この納入通知書の発送年月日 平成26年8月19日
2. 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第118号

平成26年度国民健康保険税第2期の催促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年10月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. この納入通知書の発送年月日 平成26年9月22日
2. 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第119号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年11月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため
2. 移動年月日
平成26年10月2日、同月7日、同月14日、同月19日、同月22日、同月29日、同月30日
3. 移動対象区域
近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域
4. 保管場所
大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所
5. 引取期間
平成27年5月4日
6. 引取時間
午前9時～正午・午後1時～午後5時。ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア. 移動費 2,000円
 - イ. 保管費 1,000円。ただし、移動日から14日以内は無料

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

公告第116号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年10月3日

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	測量業務委託(本郷町外)
2 業務場所	大和高田市本郷町外地内
3 履行期間	契約締結日から平成26年12月26日まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年告示第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下同じ。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付

	<p>けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年10月3日(金)から平成26年10月7日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年10月8日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年10月3日(金)から平成26年10月10日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1) 受付期間 平成26年10月3日(金)から平成26年10月10日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年10月10日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年10月16日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年10月17日(金)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p>

	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥940,000(消費税等抜き)
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第117号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年10月10日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	配水管布設工事(根成柿)・給配水管移設工事(根成柿)
2 工事場所	大和高田市根成柿地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年3月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加する

	<p>ことができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月15日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年10月16日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月17日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月17日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年10月17日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年10月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収</p>

	します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成26年10月24日(金) 午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥10,660,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第118号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年10月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事(西坊城第3工区)
2 工事場所	大和高田市西坊城地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年12月26日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続

	<p>開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月15日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年10月16日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月17日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月17日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p>

	(4) 回答期限 平成26年10月17日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成26年10月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成26年10月24日(金)午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥7,980,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。
<p>公告第119号</p> <p>次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。</p> <p>平成26年10月10日</p> <p style="text-align: right;">大和高田市長 吉田 誠 克</p>	
1 工事名	陵西配水場配水池スラブ修理工事

2 工事場所	大和高田市野口地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年3月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の塗装・防水工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月15日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年10月16日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月15日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>

9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月17日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成26年10月17日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成26年10月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成26年10月24日(金)午前9時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥10,950,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年10月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝中三倉堂1丁目・中三倉堂2丁目地内管渠工事(14)・給配水管移設工事(G14)
2 工事場所	大和高田市中三倉堂1丁目・中三倉堂2丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年2月27日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成26年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月15日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年10月16日(木)</p>

	<p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月17日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月17日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年10月17日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年10月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年10月24日(金)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>

17 最低制限基準比較価格	¥15,000,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第121号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年10月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝東三倉堂町地内管渠工事(65)・給配水管移設工事(G65)
2 工事場所	大和高田市東三倉堂町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年2月27日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成26年度大和高田市格付け等級がCであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請

	<p>書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月15日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年10月16日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月17日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月17日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年10月17日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年10月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年10月24日(金)午前10時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p>

	(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥13,880,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第122号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年10月10日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高6枝田井新町地内管渠工事(58)・給配水管移設工事(G58)
2 工事場所	大和高田市田井新町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年2月27日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成26年度大和高田市格付け等級がCであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

	<p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月15日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年10月16日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月17日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月17日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年10月17日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年10月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799</p>

	大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成26年10月24日(金)午前10時20分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1.4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	¥12,090,000円(消費税等抜き)
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第123号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年10月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高5枝曾大根1丁目地内管渠工事(12)・給配水管移設工事(G12)
2 工事場所	大和高田市曾大根1丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年2月27日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。

	<p>(1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成26年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月15日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年10月16日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月17日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>

9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月17日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年10月17日(金)午後5時まで</p> <p>回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年10月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年10月24日(金)午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥11,970,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。</p>

公告第124号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年10月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝蔵之宮町地内管渠工事(66)・給配水管移設工事(G66)・蔵之宮地内側溝維持工事
2 工事場所	大和高田市蔵之宮町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年2月27日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成26年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月15日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結

参加資格の確認通知	<p>果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年10月16日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月17日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年10月10日(金)から平成26年10月17日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年10月17日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年10月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年10月24日(金)午前10時40分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって</p>

の決定	入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥10,800,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第125号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年10月17日

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	奥田はす池公園公衆便所新築工事設計業務委託
2 業務対象場所	大和高田市奥田地内
3 業務期間	契約締結の日から平成27年1月31日まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに

	<p>掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年10月17日(金)から平成26年10月21日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年10月22日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成26年10月17日(金)から平成26年10月21日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年10月17日(金)から平成26年10月24日(金)まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年10月24日(金)午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成26年10月30日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年10月31日(金)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p>

無効	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限価格	¥590,000(消費税抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第126号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年10月31日

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	天30号線1号橋測量業務委託
2 業務場所	大和高田市吉井・西坊城地内
3 履行期間	契約締結日から平成26年12月26日まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成26年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年告示第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下同じ。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市

	<p>ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年10月31日(金)から平成26年11月5日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年11月6日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年10月31日(金)から平成26年11月7日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1) 受付期間 平成26年10月31日(金)から平成26年11月7日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年11月7日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成26年11月13日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p>

日時等	(1) 日時 平成26年11月14日(金) 午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥710,000(消費税等抜き)
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第127号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年10月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市営住宅新規募集に伴う室内改修(磯野団地1号棟201号・1号棟206号・1号棟306号)
2 工事場所	大和高田市磯野北町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年1月9日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 平成26年度大和高田市格付け等級がC又はD等級の者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年10月31日(金)から平成26年11月5日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年11月6日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成26年10月31日(金)から平成26年11月5日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年10月31日(金)から平成26年11月7日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年11月7日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年11月13日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>

11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成26年11月14日(金) 午前10時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥3,840,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第128号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年10月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市営住宅新規募集に伴う室内改修(サンシャイン団地303号・西坊城団地205号・西坊城団地208号)
2 工事場所	大和高田市市場外1地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年1月9日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されてい

	<p>る者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 平成26年度大和高田市格付け等級がC、D又はE等級の者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、C、D及びE等級の混合入札において、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に、C、D及びE等級との混合入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年10月31日(金)から平成26年11月5日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年11月6日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成26年10月31日(金)から平成26年11月5日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAX</p>

書(仕様書)についての質疑応答	Xで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成26年10月31日(金)から平成26年11月7日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成26年11月7日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成26年11月13日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成26年11月14日(金)午前10時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥1,470,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第129号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年10月31日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	市営住宅新規募集に伴う室内改修(サンライズ団地202号・サンライズ団地406号)
2 工事場所	大和高田市材木町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年1月9日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 平成26年度大和高田市格付け等級がC、D又はE等級の者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、C、D及びE等級の混合入札において、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に、C、D及びE等級との混合入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年10月31日(金)から平成26年11月5日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年11月6日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成26年10月31日(金)から平成26年11月5日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年10月31日(金)から平成26年11月7日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年11月7日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年11月13日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年11月14日(金)午前10時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>

16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥1,170,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第130号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年10月31日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	大和高田市文化会館舞台吊物設備改修工事
2 工事場所	大和高田市本郷町地内(大和高田市文化会館)
3 工事期間	契約締結の日から平成27年3月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の機械器具設置工事に登録されている者であること。 (2) 経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の結果における機械器具設置工事の総合評定値が1000点以上であること。 (3) 平成21年4月1日以降で、客席数1000席以上の文化会館施設において、元請けで1,000万円以上の吊物設備工事の施工実績を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、

	<p>契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(2)・5(3)の要件を満たすことを証するものとして経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の写しと実績書(任意様式)を同時に提出してください。実績書には工事名、契約相手方名、契約金額、履行期間及び工事概要を明記し、当該契約書の写しを添付してください。また、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年10月31日(金)から平成26年11月10日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年11月11日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成26年10月31日(金)から平成26年11月10日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年10月31日(金)から平成26年11月14日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年11月17日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年11月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収</p>

	<p>します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年11月21日(金) 午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥10,370,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。</p>

教育委員会

教育委員会告示第24号

大和高田市教育委員会10月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成26年10月3日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

記

日時 平成26年10月7日(火) 午後3時

場所 さざんかホール 4階 会議室

議案 第1号 平成26年度教育委員会表彰被表彰者について

第2号 第20回大和高田市ふれあい「スポーツ広場」開催要項(案)について

第3号 後援願いについて

第4号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第35号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年10月6日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1. 日時 平成26年10月15日(水)午前9時
- 2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3. 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 在外選挙人名簿の抹消について
第3号 その他

農業委員会

農業委員会告示第11号

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明に関する事務処理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年10月1日

大和高田市農業委員会

会長 松田榮義

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明に関する事務処理規程の一部を改正する告示

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明に関する事務処理規程(平成5年農業委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「申出する」を「申出をする」に、「
様」を「
申出者
様」に、「上記の者」を「買取り申出事由の生じた者」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

農業委員会告示第12号

大和高田市農業委員会11月定例委員会を次のとおり招集する。

平成26年10月28日

大和高田市農業委員会

会長 松田榮義

記

- 日時 平成26年11月10日(月)午後1時
- 場所 市役所 3階 東会議室
- 議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
第2号 農地法第4条規定による申請の件
第3号 農地法第5条規定による申請の件
第4号 その他